

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 戸田山 祐

論文題目「ブラセロ・プログラムとメキシカンの権利保障 - 移民政策をめぐる 1940-60 年代の米墨関係」

1942 年から 64 年まで、「ブラセロ・プログラム」として知られる米墨間の協定に基づき、米国内の農場へ延べ 460 万人のメキシコ人短期移民労働者（ブラセロ）が導入された。本論文は、1940 年代から 60 年代中葉のアメリカ合衆国におけるメキシカン（米国内に居住・滞在するメキシコ人とメキシコ系アメリカ人の総称）の法的・社会的地位や権利が、ブラセロ・プログラムをめぐる同時期の米墨外交関係といかに結びついてきたかを考察したものである。特色として挙げられるのは、当時全米で最大級のメキシカン人口を抱えていたテキサス州でのメキシカンの法的・社会的地位や権利をめぐる問題に焦点をあてて論述したこと、またブラセロの導入と並行して増加したメキシコ人非合法移民の流入が、米国内のメキシカンを中心とする農業労働者の運動にいかなる影響を及ぼしたのかを分析したことである。

各章の概要は以下のとおりである。

まず序章では、州法に基づく人種隔離が実施されていた 1960 年代初頭までのテキサスにおいて、メキシカンは「白人」としての法的地位を有する一方で、「有色人種」と同様の隔離や差別の対象とされていたことを確認した。また、メキシカンの権利保障は、テキサス州内の問題に留まらず、米墨間の外交問題でもあったことが明らかにされた。

第 1 章では、世紀転換期から 1930 年代までのメキシコから米国への人の移動を概観し、ブラセロ・プログラム成立に至る歴史的背景について、メキシコ人に対する米国の出入国管理政策の特質に注目しつつ考察した。ここで明らかになったのは、永住や米国市民権取得を前提とせず、労働力需要が低下すれば帰国させることができる一時的な滞在者としてメキシコ人を受け入れる制度的枠組みが、この時期から存在していたことである。

第 2 章では、ブラセロ・プログラムをめぐる米墨政府間交渉を分析した。ブラセロ・プログラムでは労働者の待遇や滞在期間について詳細な規定が設けられ、その運用過程では、米墨担当者間の頻繁な折衝が必要となった。本章では、テキサスにおけるメキシカンの隔離や差別が、プログラム継続にあたっての重大なリスク要因とされ、1943 年以降、同州のみがブラセロの導入を禁止されたこと、それが処遇改善への州政府の取り組みを促したこと、ただし改善には限

界も存在したことが指摘されている。

第3章では、ブラセロ・プログラムが戦後も継続されていく中で、いかにその性格を変えたかが考察される。まず本章では、戦後の産業構造の変化によって、米国内で農業労働者の不足が続くとの予測がブラセロ・プログラムの継続を促したことを確認した。さらに、このプログラムのもと、両国政府の管理下でメキシコ人に米国内で合法的に就労する機会を保障しておくことが、非合法移民の抑制策として有効であるとの合意が1948年までに成立したと指摘した。本章でさらに明らかになったのは、ブラセロ・プログラムが米国内でのメキシコ人権利保障に資するとメキシコ側が認識していたことである。非合法移民が米国内で差別や搾取の対象とされる中で、正規の滞在資格を持ち、協定によって労働者および米国内に滞在する外国人としての権利を保障されているブラセロを存続させることはメキシコ政府にとって有意義な選択肢であった。逆に、メキシカンへの差別・隔離が深刻であったテキサスへのプログラム導入が1948年に至っても実現しなかった理由もそこにあったのである。本章ではこれらの点を米国・メキシコ・テキサス州政府間の交渉を分析しつつ明らかにした。

第4章では、1948年10月に起きたテキサスへのメキシコ人労働者の大量非合法入国事件によってブラセロ・プログラムが停止された後、翌49年8月に再開されるまでの経緯を分析した。1948年に入って深刻化した米墨国境地帯におけるメキシコ人労働者の大量集中は、国境警備を担当していた米国移民帰化局やメキシコ内務省に多大な負担を強いた。非合法移民の流れを抑制する手段としてブラセロ・プログラムを位置づけていた米墨両国の外交・国境警備政策担当者は、米国内でのメキシコ人労働力への需要を認める一方で、メキシコ人労働者の移動を合法的に実施するよう務めた。さらに本章では、1949年の新協定の締結に向けた米墨間交渉を分析し、米墨両国の外交・国境警備政策担当者は、テキサス州の問題を理由にプログラム全体を停止することは大きなリスクを伴うとの認識を共有していたと指摘した。

第5章では、1949年に再開された後、ブラセロ・プログラムがいかに米墨両国間の労働力移動を管理する方策として定着していったかを考察した。まず、テキサス州南部における非合法移民の雇用の継続に対処すべく、米墨両政府がブラセロ・プログラムを同州の農場経営者の意向を反映する形に変えていった過程を分析し、テキサスでのメキシカン農業労働者の雇用のあり方がブラセロ・プログラムの策定と実施に大きな影響を及ぼしたことを明らかにした。また、1950年代前半の米国移民帰化局によるメキシコ人非合法移民の摘発がテキサス社会に持った意味について、農場経営者およびメキシコ系アメリカ人の動向や、テキサス州政府による非合法移民の送還問題への取り組みに焦点を当てて考察した。最後に本章では、1950年代後半にその規模を拡大させていったブラセロ・プログラムが、1960年代に入って米国内での農業労働力需要や政治的状況の変化によって廃止される過程を検討した。

第6章では、1940年代後半から60年代初頭にかけて米国とメキシコの労働組合のあいだで展

開された、ブラセロの組織化をめぐる交渉を分析し、ブラセロ・プログラムが国境を越えた労働力移動への労組の対応をいかに促したのかを考察した。ブラセロ・プログラムが存続した 1940 年代末から 50 年代初頭にかけて、もともと外国人労働者の流入に否定的であった米国の全国農業労働者組合は、メキシコの労組との協力関係の構築を模索し、組織に受け入れるべき対象を、米国籍を持つ農業労働者から、米国内に定住する外国籍労働者、さらにはブラセロまでに拡大していったが、そのような二国間の協力体制は長続きしなかった。本章ではその理由を探るとともに、二国間協定の策定過程への参加を求める米墨両国の労働組合の動向に注目し、ブラセロ・プログラムの実施にあたって米墨間協定で定められた労働条件や賃金規定が、全国労働関係法の適用対象から除外されていた米国内の、とくにメキシカン農業労働者にどのような意味を持ったかを考察した。

以上の考察を通じて、本論文は以下の結論を提示する。テキサスがメキシコ人短期移民労働者を必要とする中で、テキサスでのメキシカンへの権利保障が、ブラセロの導入実現による農業労働力の確保と密接に結びついた政策課題であることに関しては、米墨両国政府の外交担当者やテキサス州政府のあいだでブラセロ・プログラムの開始当初から明確な合意が存在していた。さらに、二国間協定に定められた最低賃金および労働条件の保障規定は、米国の農業労働組合が 1940 年代後半から 50 年代にかけて、米国内で就労する農業労働者の権利保障を求める運動を展開するに当たって重要な先例となった。ブラセロがメキシコとの協定に基づいて労働条件や賃金水準を保障されていたのをうけて、米国の農業労働組合は、ブラセロを組織化していたメキシコの労働組合と協力し、ブラセロに保障されているこれらの権利を米国内で働く労働者にも適用するよう米墨両政府に働きかけることになったのである。

以上の内容をもつ本論文に対し、審査委員会では次の点で高い評価が与えられた。第一に、米国連邦政府やメキシコ政府、テキサス州政府、統一ラテンアメリカ系市民連盟などの関連団体、労働組合、農業団体など、ブラセロ・プログラムに利害を持つ多様なアクターの資料を丹念に洗い出し、周到にバランスよく論述が進められている点である。その結果、「米墨関係」を狭義の外交関係に限定することなく、多面的な関係性の総合として描くことに成功した。第二は、メキシカンへの隔離や差別が際立っていたテキサス州へのブラセロ・プログラム導入の問題を考察することで、このプログラムを短期移民労働者の需要・供給をめぐる経済的・政治的問題からだけでなく、メキシカンの権利保障を促進する触媒という面からも分析することが可能になり、ブラセロ・プログラム特有の性質や米墨関係の特殊性を説得的に示している点である。第三に、ブラセロ・プログラムが米墨の労働組合運動に及ぼした影響を詳細に分析している点である。米墨二国間協定によって賃金水準や労働条件が決められるという特質ゆえに、ブラセロ・プログラムは米国内の労働組合運動に影響を及ぼす一方、米墨の労働組合に受け入れ

るべき対象をどう規定していくかをめぐる重要な問題を喚起した。このような議論を膨大な一次資料にもとづいて解明したことは、本論文の大きな成果である。

ただし、本論文にも欠点がないわけではない。一つは、本論文が、ブラセロ・プログラムの背景となっていた米国の西半球政策にほとんど触れていない点である。とりわけ 1930 年代から 40 年代は、メキシコとの関係が緊張関係を孕むものから「善隣外交」へと大きく変化する時代であり、ブラセロ・プログラムもそのような米墨関係の流れの中に位置づけられる必要がある。

また、ブラセロ・プログラムへの筆者の評価が明確にされていないことも問題点として挙げられた。登場人物は、米墨を問わず、基本的にブラセロ・プログラムを促進する役割を担っており、プログラムの前提を疑問視したり、批判したりする人物はほとんど出てこない。関連して、ブラセロ自身の声を取り上げられていないこと、米墨間に存在する非対照な関係への配慮が足りないこと、またメキシコのナショナリズムへの言及がないことも不足点とされた。

ただし、これらの不足点は本論文の根本的な価値を損なうものではない。戸田山氏はこれらの疑問や個別の質問に対しても説得的に答えており、今後の研究の進展によって十分に補われることが期待される。

以上の審査結果をふまえ、審査委員会は全会一致で、本論文が優れた博士論文であり、博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定した。